

後漢光武帝の對南匈奴策に就て

上篇 匈奴分裂以前の後漢・匈奴の交渉

内田吟風

一

後漢光武帝の漢朝復興、國內一統の大業が完成して間もない建武二十四年(498)①匈奴は内訌のために再び南北に分裂し、南部の酋長右薁鞬日逐王比は嘗て前漢と親善で其の保護を受けた祖父呼韓邪に因むで自らも復た呼韓邪單于と稱し、部衆を率ゐて五原塞下(漢五原郡之榆柳塞、稱五原塞。今綏遠五原縣地)に至つて後漢に歸屬せんことを乞うた。此の時光武帝は多くの朝臣達の反對を斥け、獨り耿國の議を納れて歸屬を許し是を雲中(漢分秦雲中郡之西南部置雲中郡、治雲中縣、今綏遠托縣)に置き、後更に塞内の西河美稷(故城在今綏遠境內蒙古鄂爾多斯左翼前旗)に移し住はしめた。此の光武帝の行つた南匈奴歸屬許可、塞内移徙が極めて重大な結果を生んだことは周知の事實である。

即ち後漢書南匈奴傳の跋論にも見られる如く、後漢は是に依つて北邊の安寧を確立したのである。

後漢の懷柔と威壓とに依つてこれ等塞内に移徙せられた南匈奴は再び北歸して北匈奴に合一すること無く、後漢の爲に強固な北方の藩屏となり、北匈奴は南匈奴並に烏桓鮮卑の攻掠に加ふるに連年の

饑旱に次第に衰へ遂に明和兩帝の北征に當り殆ど潰滅を告ぐるに至つたのである。

然乍、一方此の南匈奴の内徙こそ二百五十年の後、江北の支那民族を塗炭の苦に陥れた五胡十六國の大亂を招致した最大原因の一に外ならぬ。次に掲げる何博士備論の一文は最も簡明に之を言ひ表はして居る。

昔者孝宣乘武帝攘擊匈奴之威、令五單于內爭、始終呼韓邪之朝^{〔中略〕}(元帝時)罷備塞則示之大利、元帝雖報謝焉、自是北人亦浸而南顧、漢亦甚悅其來而不知卻也、世祖因日逐之至、遂建南庭以安納之、稍內居之西河美稷、而其諸部因遂屯守北地朔方五原代郡雲中定襄雁門之七郡^⑤而河西之地悉爲彼有、加徙叛羌錯置三輔、魏武復大徙武都之氏、以實關畿、用禦蜀寇、而匈奴五部皆居汾晉、而近在肘腋矣、於晉之興、大率中原半爲敵國、元海匈奴也、而居晉陽、石勒羯也、而居上黨^⑦是以元海一倡、而并雍之衆乘時起、自長淮之北、無晉土、而爲戰國者幾二百年、所謂發於遲而爲毒深者也。

顧炎武が日知錄卷二十九徙戎に論ずる處亦同じ^⑧。

既に二世顯宗孝明帝の代に、給事中鄭衆は、

南單于久居漢地、具知形勢、萬分離析旋爲邊害、今幸有度遼之衆云々。

と上疏し、南匈奴の塞内居住を危険視してゐるが、後漢の中期以後早くも南匈奴の紛亂頻りにして、朝廷は其の反畔の防壓には困難を極めたのである。

晉代に於ては五胡の亂の發するに前んじ、江統は徒戎論を作つて夷狄の塞内居住を禁ず可しと論じたが、晉の武帝は遂に之を斷行し得なかつたのであつた。

之を後世の類例に求めるに、唐の太宗は、將軍李靖の突厥顛利を敗つて其部落多く來降するに當つて、中書令溫彥博の議を用ひ、之を北西空虛の地方に置き以て唐の捍蔽と爲さんとした。此の時、秘書監魏徵は此の南匈奴の齎した恐る可き結果を擧げて固く諫めたに拘らず、遂に太宗は給事中杜楚客等の進言を是とし、彥博の策を用ひて之を幽州より靈州の間に置いた。爲に後年阿史那結社の亂起るや、箭張殿に及ぶと云ふ程の變事を招ける事は兩唐書太宗紀、魏徵傳並に貞觀政要卷九、安邊第三十六及び新唐書突厥傳上其他に詳かである。

要之、光武の南匈奴内徙は、之を捍蔽として後漢一代を終へて叛逆あらしめず、爲に大體に於て北邊晏然矣と雖、而も之即ち河南に凶虜を養ひ自ら患を遣せしもの、所謂夷狄亂華幾二百年の禍を導けるは實に明白疑ひ得ざる處である。

かくして光武の南匈奴政策は漢・匈兩民族交渉史に一轉換期を與へ、支那北方民族史に重大な意義を有する。

然らば如何なる理由を以て、將又如何なる狀勢の下に、光武は如此重大結果を生める匈奴政策を選んだか。

侯應は既に前漢元帝の代に、匈奴を北邊に居住せしむるの不可を詳論してゐる。而も光武帝を動かしたと言ふ五官中郎將耿國の議には^⑩

臣以爲宜如孝宣故事受之、令東扞鮮卑、北拒匈奴、率厲四夷、完復邊郡、使塞下無晏開之警、萬世有寧之策也。^⑪

とあるではないか。然し又、後漢安帝に袁安は、

光武昭懷南虜、非謂可永安內地、正以權時之算、可得扞禦北狄故也、今朔漠既定、宜令南單于反庭と上奏して居る。^⑫ 光武の意圖は果して如何であつたか。

本論の目的も實に主として此の點を明かにするにあつて、光武帝の匈奴内徙を徒に其結果の良否利害より斷ずる事を避け、専ら其が採らるゝに至つた史的因由を求め、當時の後漢匈奴の關係を觀、以て此の注目す可き民族興亡の一契機を考察しようと試みたに外ならぬ。

第一節 參照

① 比が後漢に内附を乞うたのは二十三年であるが、茲には單于自稱の二十四年を匈奴分裂の年とした迄である。光武本紀、建武二十四年冬十月匈奴與鞬日逐王比自立爲南單于、是於分爲南北匈奴。

② 南匈奴に關する地名の考證には浙江圖書館藏書南匈奴傳攻證其他があるが、本論文は地名等の考證を目的とするものでないから、重要な地名の下には「中國古今地名大辭典」(上海、商務印書館)に依つて註を加へ讀者の了解に資したのみである。

③ 後漢書南匈奴傳跋論、(上略)於是匈奴分破、始有南北二庭焉、讎讐既深、互伺隙隙控弦抗戈、視望風塵、雲屯鳥散、更相馳突、

至於陷潰創傷者靡歲或寧、而漢之塞地晏然也、後亦頗爲出師、并兵窮討、命寶靈歌變之徒、前後並進、皆用果譎、設奇數異道、同舍究掩其窟穴、躡北追奔三千里、遂破龍祠焚蔚幕、阬十角帶閼氏、銘功封石倡呼而還、單于震懾屏氣、蒙蹠遁走於烏孫之地、而漢北空矣(下略)。

④ 宋何去非正通撰、何博士備論、卷下晉下。(百子全書所收)

⑤ 韓氏骨都侯屯北地、右賢王屯朔方、當于骨都侯屯五原、呼衍骨都侯屯雲中、郎氏骨都侯屯定襄、左南將軍屯雁門、栗籍骨都侯屯代郡(後漢書南匈奴傳)。

⑥ 劉淵字元海、南單于羌渠曾孫(晉書載記一、同四夷傳北狄等參照)。惠帝元康末、魏武所分左部都尉左賢王劉元海、爲首叛亂、竊大號、據神器、自是戎狄迭有中夏矣(通典)。

⑦ 石勒其先匈奴別部、羌渠(即南單于)之曾(晉書載記)。石勒字士龍、上鄉武鄉人、匈奴之苗裔也(輯本所收晉諸公別傳)。

⑧ 日知錄には特に光武皇帝の匈奴内徙と明示して居るのではない。然し戎狄内徙の危険を種々なる點より證明してゐる。特に

「又按漢書桓帝遷五部匈奴於汾晉、其後卒有劉石之難、向使五部不徙、則晉祚猶未可量也、鮮卑不遷幽州、則慕容無中原之借云々」の條參照。其他王船山讀通鑑論卷三、漢詔南單于徙居西河の條、新唐書突厥傳(上)頭序等。

⑨ 後漢書鄒興傳鄒衆條。袁宏後漢紀卷十。

⑩ 晉書江統傳所載。

⑪ 漢書匈奴傳下。

⑫ 後漢書耿弇傳耿國の條。

⑬ 袁宏後漢紀亦「大司農耿國以爲、今天下初定、尤宜受之、令東撫烏桓、北拒匈奴、邊陲永息干戈之役、萬世之策也、上善而從之」と。尤も當時耿國は五官中郎將にして大司農に非ざる。こと後漢書耿弇傳耿國條及錢大昭後漢書補表卷七、萬斯同歷代史表卷三四等を參照せば明である。蓋し耿國は其後馮勤に代りて大司農となつたものである。(注意 沈欽韓後漢書疏證卷二)(國)代馮勤爲大司馬。按本紀以大僕趙喜爲大尉、大司農馮勤爲司徒、是國代馮勤、爲大司農也、此誤、册府元龜三百十二宰輔部亦

後漢光武帝の對南匈奴策に就て

第十七卷 第四號 五八五

引耿國傳爲大司馬、則襲訛已久。」錢大昭二十二史攷異十一(潛研堂全集所收)の所說亦同様である。

⑭ 後漢書袁安傳、匈奴左鹿蠡王阿佟を北單于に立てんことを奏議せる條。袁宏後漢紀十三、亦略同様。

⑮ 漢書匈奴傳は更始と匈奴單于との交渉に終り(51 A. D.)、後漢南匈奴傳は其名よりも知らる如く、南北分裂(56 A. D.)前の匈奴に關する記事は極めて簡單である。

二

後漢書南匈奴傳によると、光武皇帝が匈奴單于と初めて外交々涉を有することになつたのは、彼が洛陽に即位してより五年の後、即ち諸夏を平げて漸く外事を顧みる暇が出来た建武六年のことで、此年初めて光武帝は歸德侯劉颯を匈奴に使せしめ、單于も亦遣使來獻し、後漢よりは更に中郎將韓統をして金帛を齎らしめて漢代に於ける如き舊好を修めんとしたのである。

乍然、これは正式に直接外交關係が生じたと言ふ丈で、其れ以前にも光武帝は匈奴と可成り深い交渉——尤もそれは衝突と云ふ可きであらう——を有つてゐた。それは光武帝が戡定すべき國內の群雄達が多く匈奴より兵を借りたからであつた。

後漢書馮異傳に見える

〔馮異〕降匈奴于林圜頓王

とか、同耿弇傳の

代令張畢據城反畔 乃招迎匈奴烏桓、以爲助、光武以弇弟舒、爲復胡將軍、使擊畢、破之。

と云ふ記事は更始年間(57-58)に光武の將士と匈奴の兵とが戦つたであらう事を示すものであるが、その詳細の顛末は知り得ない。漁陽太守彭寵が建武二年光武に反畔した折に於ける後漢と匈奴との關係は稍詳細にその事情を知り得て興味深いものがある。

後漢書伏堪傳には、この時光武帝は彭寵親征を企てたが、大司徒伏堪がその親征の不可なる所以を説いた爲めに、光武もそれを思ひ止つたと記されてゐる。その伏堪の諫奏の一節に

且漁陽之地、逼接北狄、黠虜困迫、必求其助

とあるのは注目に値する。即ち是は寵と匈奴とが結ぶことの危険を言つたものである。堪の遠慮に依つて光武帝は寵を困迫せしめる様なことも爲さなかつたけれども、矢張り寵は匈奴單于に金帛を贈つて兵を借りた。即ち後漢書彭寵傳には

(建武三年)春寵遂拔右北平上谷數縣、遣使以美女繒綵賂遺匈奴、要結和親、單于使左南將軍七八千騎往來、爲游兵、以助寵

と記されてゐる。東觀漢記によると、彭寵の父容は漢の哀帝の時漁陽太守となり威名が北邊の地方に高かつたものであつた。當時匈奴單于が來朝する道路に當る太守には單于等を威壓するに足る容貌と飲食の者を選ぶ例であつたので、容貌飲食共に衆に絶して居た容は轉つされて雲中郡(治雲中縣、即今の綏遠托克托縣)の太守と爲つたものであると記されて居る。^④

斯様の事も當時實際行はれてゐたと思はれることには、南宋劉義慶の世説新語には

魏武、將見匈奴使、(自以形陋、不足雄遠國使、崔季珪代帝、自捉刀立牀頭、既畢、令間牒、問曰魏王何如、匈奴使答曰魏王雅望、然牀頭捉刀人、此乃英雄也、魏武聞之、追殺此使。

と云ふ話も見えて居て面白い。

兎に角、彭寵の父が嘗て、匈奴單于入朝の道に當る雲中太守であり、且つ後漢書彭寵傳によれば寵自身も若年より父の下で郡吏を勤めて居た如くであるから、彼と匈奴との因縁は淺く無い譯で、少くとも彼が匈奴の情勢にも精通して居、其の援兵を借受けるのも従つて容易であつたに相違ないと想像される。

尙、此の時彭寵を助ける爲に匈奴騎七八千を率ゐて、往來した匈奴の左南將軍であるが、此の名稱は前後漢書の匈奴傳共其の官制を記す條には見當らぬものである。然し匈奴の官名は太子が爲る左屠耆王(但し方壯猷氏は之を左賢王と同一と見てゐる)^⑦以外は普通左・右賢王、左・右大將、左・右大都尉の如く一官に左右の別があつたから、此の左南將軍の左も其の左と見る可きであらう。字義上、及び殊に後述する盧芳なる者を援けて光武の軍を惱した匈奴將軍も亦左南將軍である點より、一見之は南方を援ける匈奴の臨時の將軍職の如く考へられ易いが、然し矢張り其は正しくないと思はれる。

漢書匈奴傳(下)に南將軍の名が散見し、又南匈奴が塞内に移住した後其の雁門に屯した部會の官が

左南將軍であつた事が後漢書南匈奴傳に見えてゐるの等は共に、此の左南の左が左右の左であり、之が常置の將軍職であつた事を示すものではなからうか。

却説、後漢書彭寵傳、同光武本紀、袁宏後漢紀等に據るに、匈奴の有力な援軍を得た寵は更に進んで薊を陥れ燕王と自稱した。

翌四年彼は弟純に匈奴騎兵約二千を率ゐしめ、自らは兵數萬を率ゐて、良鄉(漢證、後漢至唐因之、故城在今京兆房山縣東)に屯して居た後漢の征虜將軍祭遵、陽鄉(漢侯國、後漢省、故城在今京兆固安縣西北)に屯して居た驃騎將軍劉喜を兩道より撃つに至つたが、此の時は匈奴兵が軍都(漢置、故城今在京兆昌平縣西)を經たのを耿弇の弟舒が襲破して匈奴の兩王を斬つた爲寵も遂に退走した。此事は耿弇傳に詳記せられてゐる。

五年春寵は齋して便室に獨坐して居た折、奴隸子密等の殺す處となつた。其顛末は直接本論文に關係あるもので無いから省略する。

唯、祭遵傳、袁宏後漢紀卷五に據れば、この時征虜將軍祭遵が進んで其餘黨を誅除し、漁陽地方を鎮定したのであつたが、匈奴兵等は逸早く撤退したものか、別に祭遵の軍と衝突があつた事實も見當らない。尤も之は、匈奴單于⑩が此の時彭寵を助けたのは、唯寵の美女繒綵等の賂遺に對する代償として少數の兵馬を貸し與へた丈で、決して單于は彭寵を利用して中國に對する政治的野心を遂げようとは思つて居なかつたらしい事情を考へ合せば容易に了解できる。

即ち單于が中國に對する政治的野心を遂げるのに利用せんとして、極力後援してゐた人物は彭寵ではなく、漢の武帝の曾孫、劉文伯と自稱して居た盧芳であつて、單于は既に建武元年に此の盧芳を匈奴中に迎へて漢帝に輔立し、叙上耿舒が彭寵を援くる匈奴兩王を軍都に斬つたと云ふ建武四年には、盧芳を實際に漢地の帝と爲さんとして活躍を始めて居たからである。^①

第二節 參照

- ① 光武初、平諸夏、未遑外事、至六年、始令歸德侯劉瓛、使匈奴、匈奴亦遣使來獻、漢復令中郎將韓統報命、賂遺金帛以通舊好（南匈奴傳）。尙ほ建武六年に至つて外事を顧みる暇が出来たであらう事は、東觀漢記の建武六年二月吳漢下朐城、天下悉定、惟獨公孫述隗囂未定、帝曰取此兩子置度外、乃休諸將、置酒賞賜之。（袁宏後漢紀五、建武六年二月の條亦略同）によつても裏書し得る。尤もこの南匈奴傳の劉瓛遣使に就ては吳仁傑（兩漢刊誤補遺卷十、使匈奴）の如く、是を誤記とするものがあるが、此の事は後述すべし。

- ② 彭寵の軍に圍まれた幽州の牧朱浮の切に援兵を乞うたのに對しても光武は軍資不足を理由に送兵せず、朱浮は遂に敗走した。

（後漢書朱浮、同書伏湛兩傳）

- ③ 後漢書彭寵傳には宏とあり。

- ④ 武英殿聚珍版本東觀漢記、彭寵字伯通、南陽宛人也、父容哀帝時爲漁陽太守、有名于邊、容貌飲食絕衆、此時單于來朝當遣二

千石、皆選容貌飲食者、故容徙爲雲中太守」

- ⑤ 世說新語、容止第十四、（歷代小史所收）

- ⑥ 史記・漢書匈奴傳、後漢書南匈奴傳に現れた匈奴官職を表示すれば次の如くである。

(史記・漢書)

(後漢書)

左 屠耆王(太子)

左、右賢王
四角

左、右賢王

左、右谷蠡王

左、右谷蠡王

左、右日逐王

左、右大將

左、右溫禺鞮王
六角

左、右大都尉

左、右漸將王

左、右當戶

左、右骨都侯

左、右骨都侯(異姓補政大臣)

左、右尸逐骨都侯

下級のものとしては、千長百長什長裨少王相都尉當戶且渠あり、又左大且渠、右丞相、渠支置侯の如き名も見えて居る。晉書北狄傳の所載には多少の異同がある。但其中同傳に「其左賢王最貴、唯太子得居之」とあるは注意を要す。實例より見ても呼韓邪單于(前漢)以後の儲次は皆左屠耆でなくて左賢王である。之は、方壯猷氏の言語學上よりの左屠耆左賢同一説(註⑦)を一層裏書するものではないかと思はれる。荷Le Groot, Die Hunnen der vorchristlichen Zeit, 35—56 參照。

⑦ 國立北京大學、國學季報、第二卷第四號所載、方壯猷、匈奴語言考。⑥參照。

⑧ 王霸傳、明年(建武十年)霸復與吳漢等四將軍六萬人、出高柳、擊賈覽。詔霸與漁陽太守陳訴將兵、爲諸軍鋒。匈奴左南將軍將兵數千騎救覽。

⑨ 第一節註⑤參照。

⑩ 漢書匈奴傳並に後漢書南匈奴傳を參照するに、此時の匈奴單于は呼都而尸道臯若鞮與單于であつて、匈奴は未だ分裂の以前である。冊府元龜卷九百九十七に南匈奴單于以光武建武初彭寵反畔、於漁陽與共連兵とあるのは誤である。

⑪ 第三節及び第四節參照。

後漢光武帝の對南匈奴策に就て

第十七卷 第四號

五九一

三

盧芳の經歷は後漢書盧芳傳に詳しく載せられてゐる。次に掲げたのが其れである。

盧芳字君期、安定三水人也、居左谷中、王莽時、天下咸思漢德、芳由是詐自稱武帝曾孫劉文伯、曾祖母匈奴谷蠡渾邪王之姉、爲武帝皇后生三子、遭江充之亂、太子誅、皇后坐子(中略)小子回卿逃於左谷、(略中)生子孫卿、孫卿生文伯、常以是言誑惑安定間、王莽末乃與三水屬國羌胡起兵、更始至長安、

徵芳爲騎都尉、使鎮撫安定(西略下)。

王莽の末に兵を起した者が、皆劉氏の子孫であると自稱し、假令そうでない場合でも總て漢を輔けるを名とした事は趙翼の二十二史劄記にも詳しく論せられてゐる處である。^①これは同書の言つてゐる如

く、前漢の諸帝には賢聖の君多く、絶て虐民の政が無く、其の廢絶は、決して民心が漢室を去つたからでは無く、單に王莽の陰謀の結果であつて、班彪の所謂「危自上起、傷及下」で、人心は依然漢室に在り、且つ民は王莽の失敗に惱されたからに相違ないけれども、更又當時の民間一般に、漢室に歴數未だ去らずとの神秘的な思想が根強く行はれてゐたからと思はれる。要するに群雄等が劉氏を稱し、或は輔漢を名とすることは、當時最も容易に一般の支持を受け、自身の希望を遂げるのに最も好都合であつたからに外ならない。盧芳が漢の武帝の曾孫と言ひ、劉氏と稱したのも、この例に漏れぬ。但盧芳が劉氏を稱したことは、單に支那内地の民の支持を受けるに好都合であつた許りでなく、却つて

匈奴單于との關係にも亦極めて良い影響を與へたのであつた。

更始が敗死するに及んで、三水(漢置、後漢末廢、故城在今甘肅固原縣)の豪傑達は「芳劉氏子孫、宜承宗廟」と云つて、盧芳を上將軍西平王に立てた。^④

三水の豪族等が盧芳を劉氏と認めたのみでなく、當時一般に彼は劉芳、劉文伯として知られて居た如くで、例へば袁宏後漢紀卷四には、建武三年田戎が光武帝に降らんとした時、戎の妻の兄辛臣の言つた處として

乃圖彭寵張步董憲劉永李憲公孫述隗囂劉芳所得郡國、云洛陽所得地、如掌耳云々

とあり、又後漢書隗囂傳を見るに、光武帝が蜀を討たん事を企てたに對して囂が其を諫止したことを記して居る中に

囂乃遣長史、上書盛言、三輔單弱、劉文伯在邊、未宜謀蜀

とあり、此に註して「万承蒼は

盧芳詐稱武帝曾孫劉文伯、故當時之人、但知爲劉文伯、不知爲盧芳」(下略)

と言つてゐる。^⑤尙、芳が建武十六年光武帝に一時降服して代王に封せられた際、彼の上疏に

臣芳過託先帝遺體、奔在邊陲、社稷遭王莽廢絕、以是子孫之憂、所宜共誅、故遂連西羌戎、北懷匈奴、

單于不忘舊德、權立救助(中略)、期於奉成宗廟、興立社稷云々。^⑥

と、自身の劉氏の子孫である意味を表明してゐるのは注目に價しやう。

さて西平王となつた盧芳は、使を西羌、匈奴に遣し和親を結んだ。其時匈奴單于是「匈奴は本々漢と約して兄弟と爲つたもので、其の後匈奴の衰ふるに於て呼韓邪單子は漢に歸し、世々臣と稱することゝなつた。然るに今漢も亦中絶し、劉氏が來歸したのであるから、我も亦之を立て、尊事せしめよう」と言つて、部下の句林王に數千騎を率ゐて芳を迎へしめ、芳も兄禽、弟程と共に遂に匈奴中へ入つた。これは後漢書盧芳傳の記する處である。

然し東觀漢記と張璠漢記の記する處は之と稍異なるものがある。其は次の通りである。

盧芳字君期、安定人、屬國胡數千畔在參蠻、芳從之、詐姓劉氏、自稱西平王、會匈奴句林王將兵來、降參蠻胡、芳因隨入匈奴、留數年、單于以中國未定、欲輔立之〔下略〕。

此の(I)「屬國胡數千畔在參蠻、芳從之」とあるのは、後漢書盧芳傳に見える(II)「王莽末、(芳)乃與三水屬國羌胡、起兵」、袁宏後漢紀卷一に見える(III)「及莽敗、芳與三水屬國羌胡、起兵北邊」と同一事實を指示してゐるものである事は容易に想像出来るであらうが、更に(II)に對して錢大昭後漢書辨疑卷四には時安定屬國都尉治三水縣、故言三水屬國耳

と云ふ説明が、又同書同卷に盧芳傳の「初安國屬國胡與芳爲寇」なる記事に對して

安國疑當作安定、郡國志安定無屬國、然光武紀建武二十一年安定屬國胡叛。桓帝紀永壽元年南匈奴

叛、安定屬國都尉張奐討之。又隸釋劉寬碑陰有安定屬國都尉孟扶。據此則東京有安定屬國也。南監本不誤。

と云ふ説明が與へられてゐる。更に同書卷一にも、後漢書光武本紀の「建武二十一年、安定屬國胡叛、屯聚青山」に對して、

青山在參繚縣、參繚故屬安定。郡國志屬北地。

なる解釋が與へられてゐる。

是等辨疑に見えた三つの解釋を併せ考へれば、(I)(II)(III)は共に、盧芳が王莽の末頃安定屬國の三水縣の羌胡を從へて起兵し、當時尙安定に屬してゐた參繚縣に據つた事を記して居るものであることは全く疑ひない。従つて前掲東漢觀記・張璠漢記の盧芳傳の文の「自稱西平王」とある迄は些しも後漢書盧芳傳と牴觸するものでないこと明である。

乍然、其の次の「會匈奴句林王將兵來、降參蠻胡、芳因隨入匈奴、留數年、單于以中國未定、欲輔立之」とあるのは後漢書盧芳傳の記する處と甚しい相違である。即ち後漢書盧芳傳が、盧芳の匈奴入國を、彼の和親申込を承諾し彼を漢帝に立てんと決心した匈奴單于が句林王をして迎へしめた爲めとするに反し是は句林王が會々芳の從へて居た參繚縣の屬國羌胡を降すに及んで自然芳も匈奴中に入ることゝなつたとしてゐるからである。

この何れが正しいのであるか、現在之を決定す可き史料は無い。従つて范曄は當時存在してゐた或る有力な史料に據つて盧芳傳を作り、此の東觀記の文を否として棄てたものと觀る外はない。且つ後漢書盧芳傳が上述の如く盧芳が早くより曾祖母は匈奴谷蠡渾邪王の姉であると自稱し、(即ち彼は最初より匈奴との提携を希望してゐたらう)、西平王となるに及んで使を匈奴に派して和親を求め、其處で匈奴單于が匈奴王をして彼を迎へしめたと云ふ、其の記述に尠しの論理的矛盾も認められない以上、現在は矢張り之に據るのが妥當であると考へられる。資治通鑑^⑧も亦全然この後漢書傳の記事に準據してゐるものである。

第三節 卷三

- ① 二十二史劄記、卷三、王莽之敗。同、王莽時起兵者皆稱漢後の二章。
- ② 班彪王命論(漢書叙傳上、文選、藝文類聚 所收)。尙袁宏後漢紀卷二には耿弇曰、百姓鼎苦王莽、復思劉氏、聞漢兵起、莫不歡喜、從風如去虎口得歸慈母とあり。
- ③ 袁宏後漢紀卷五、建武六年の條に見ゆる陳嘉と班彪との問答、同卷、建武五年竇融の陳嘉の説客張元の説に對する反駁等を參照せば其一斑を窺ひ得る。
- ④ 後漢書盧芳傳。
- ⑤ 王先謙集解に據る。
- ⑥ 後漢書盧芳傳。
- ⑦ 東觀漢記、武英聚珍版本、卷二十三載記。張璠漢記、後漢書補逸卷十四。
- ⑧ 資治通鑑卷四十(漢紀三十二)。

四

盧芳を後援して漢帝に輔立する事を決心した匈奴單子は、前漢と密接な和親關係を結んだ呼韓邪單子とその第五闕氏との間に生れた興で、呼韓邪より第七代の單子、呼都而尸道臯若鞮單子である。^①

彼が盧芳即ち劉文伯を援けた理由は、上述の通り芳の和親を求めたのに對して彼の言つた

匈奴本與漢約爲兄弟、後匈奴中衰、呼韓邪單子歸漢、漢爲發兵擁護、世世稱臣、今漢亦中絶、劉氏來歸、我亦當立之、令尊事我。(後漢書 盧芳傳)

なる語に依つて大體推知出来る。

又漢書匈奴傳下に據れば、更始二年(西曆二八年)更始が匈奴と舊好を修めんとして、中郎將歸德侯颯、大司馬護軍陳遵を匈奴に遣し單子以下に漢の舊制璽印を授けた時に、此の呼都而尸道臯若鞮興單子は遵颯に對して極めて驕慢の態度を以て

匈奴本與漢爲兄弟、匈奴中亂、孝宣皇帝輔立呼韓邪單子、故稱臣以尊漢、今漢亦大亂、爲王莽所篡、匈奴亦出兵擊莽、空其邊境、令天下騷動、思漢、莽卒以敗而漢復興、亦我力也、當復尊我。

と謂つた事がある。従つて單子が劉氏を援けて漢室を復興し以て己に尊事せしめようと考へたのは、盧芳の和協申込みに始つたものではなく、可成り以前からのことと見ねばならぬ。

但し此の時實際單子には漢の恩を思ふ心情があつたか。果して單子が遵颯に答えた中に見える如

く、匈奴が大軍を出して莽を撃つたのも漢を思つたからであるかと云ふに、其れは甚だ疑はしい。

勿論、王莽の塞外政策は前漢の其れに反して拙劣で抑壓的であつたから、大體に於て王莽に對しては匈奴其他の蠻族は好感を持つて居なかつた。乍然、積極的に匈奴等が王莽の中土に於ける主權を否認し或は漢室の復興を期圖したとは認められない。^②王莽篡立の時の匈奴單于は呼都而尸導臯若鞮の異母兄で前々代に當る烏珠留若鞮囊知牙斯單于であつたが、彼は王莽が漢の單于璽を改めて、新の單于章を授けた時、舊璽を求めて止まなかつた。然し之とても新印が臣下の其と別が無いからと言ふ丈けで、決して「新」を否定したからではない事、漢書匈奴傳下の當該記事を一讀すれば直ちに了解し得る。従つて後年、王莽が十五單于を立てんと計畫し孝單于、順單于等を立てた時此の烏珠留が怒つて

先單于受漢宣帝恩、不可負也、今天子非宣帝子孫、何以得立

と言つて居ても、是を以て實際最初より同單于が漢恩を思ひ新を否定した證とは爲し難い。

次の烏累若鞮威單于は前單于烏珠留の代に王莽より孝單于に拜され、後北歸して烏珠留の爲めに匈奴の賤官粟置支侯に貶せられた者、烏珠留歿後、王昭君の女にして親支主義の伊墨居次云の壻右骨都侯須卜當が彼の王莽と舊好あるを喜んで遂に輔立したものである。以て同單于と王莽との關係を知るに足る。後年新の北邊を侵略したのも單于の私怨貪利に據るもので、決して漢の爲にしたのではない。却説、呼都而尸道臯若鞮興單于は如何。成る程彼は大軍以て新の北邊を侵寇した事は、彼が遵颯に

誇つた通りである。然し其の原因は彼の云ふ様に漢を思つたからでは斷じて無い。彼は單于となるや直ちに新に遣使奉獻して其の賞賜を貪利した。彼は後年大軍を以て新の北邊を襲つたのは事實であつて、彼が遼颯等に「匈奴亦出兵擊莽、空其邊境、令天下騷動」と誇言したのと符合するが、其原因は王莽が彼を措いて王莽自身の好む處の須卜當(當の死後は後安公奢)なる匈奴貴族を匈奴に入れて單于に輔立せんとした事を憤慨したからに外ならぬ。

殊に若し果して單于が眞に漢の爲め、漢との舊好を思つて劉氏の再興を希望したものならば、何うして上述の様に盧芳を助ける以前、劉氏なる光武に反畔した張畢や彭寵を助けて、後漢の統一を妨げたか。又後述する如く盧芳を最早漢地の帝とするには餘りに光武の漢室復興が完成した後もなほ、後漢の邊郡を荒し抄掠の利を貪つたか。

彼此綜べ考ふれば矢張り呼都而尸道臯單于の盧芳援助の眞の理由は、叙上二十二史劄記の卷三に論せられる當時の群雄等の劉氏を自稱せざる者も皆輔漢を名とした理由と同一と見ざるを得ない。^④畢竟同單于は之を以て支那本土に對する政治的野心を遂行す可き最上の手段と認めたからに相違ない。

かゝれば同單于が、後年光武の中國戡定漢室復興の完成して、最早匈奴が盧芳を後援する名目を失ひ、彼を傀儡とするの無益なるを知るに及び、後漢よりの賞利を目的に遂に盧芳を後漢に賣らんと試

みると云ふ不義不信の行爲に出たのも亦驚くに當らない譯である。

盧芳が匈奴中に入つた年紀デイトは盧芳傳其他にも明記されていない。然し同傳の文意より察すれば、彼の匈奴入國も、又彼が單于によつて漢帝に輔立され、弟程が中郎將と爲つて匈奴騎を引いて安定に還り駐したのも總て更始の敗の直後即ち建武元年中の出來事であらうと思はれる。

尤も盧芳が漢帝を稱した事に就ては、光武本紀(袁宏後漢紀も同様)に

〔建武五年〕十二月盧芳自稱天子於九原

と云ふ一節があるが、是に對して錢大昭は後漢書辨疑卷一に於て

案芳傳、于建武元年匈奴已立芳爲帝矣

と記してゐる、又資治通鑑も彼の匈奴入國、帝位に即ける是等の事件を總て建武元年の條に記載してゐる。^④従つて本紀の文は既に天子と稱して居た盧芳が此の時九原に都した事を記して居ると見る可きであらう。(但盧芳と後漢とが緊切の交渉を有するに至つたのは、此の建武五年十二月天子と自稱した盧芳が九原に都してからの事であり、従つて彼が此の時始めて天子と稱したか或は建武元年既に帝を稱したかは殆ど論ずる必要も無い譯である。)

却説、盧芳傳に據るに、建武四年呼都而尸道臯單于は無樓且渠王を、當時支那北邊に起兵して將軍

と稱して居た群雄即ち五原人李興、隋昱、朔方人田颯、代郡人石鮪、閔堪等の許に遣して協和を求め且つ盧芳を漢地に還して帝とせんと欲する旨を告げしめた。此等の群雄は之に同意し、翌五年には李興、閔堪は兵を率ゐて單于の庭に至り芳を迎へて俱に五原塞(漢五原郡之榆柳塞、稱五原塞今綏遠五原縣地)を越え、入つて九原縣(漢爲五原郡治今綏遠五原縣)に都することゝなつた。

彼は五原、雲中、定襄、朔方、雁門の五郡を掠有し、各々守令を置いて統治したのであるから、今の綏遠鄂爾多斯、山西雁門道の地方一帯を領有した譯であるが、然し是等の地方は上掲の李興、閔堪等の群雄の割據して居つた地方であつて、其の守令も恐らく其等舊將軍連が任せられたものであつたと思はれる。^⑦

時に光武帝は公孫述、隗囂等と激しく攻争を續けて居つた際とて遽に之に征討軍を向ける事も出来ず、爲に盧芳は益々匈奴兵と共に後漢の北邊を壓迫し、翌建武六年には後漢の代郡太守劉興は盧芳の將賈覽、匈奴兵の爲に敗死するに至つた。^⑧

此の時に當り盧芳の有する處は、前に掲げし五原、雲中、定襄、朔方、雁門の五郡並びに彼の最初の起兵の地にして匈奴滯留中は弟程を中郎將とし匈奴兵を附して守らしめて置いた安定の外、尙上郡及北地の一部に及んだと思はれる。

之は後漢書馮異傳に、此の年後漢の征西大將軍馮異、征虜將軍祭遵が隗囂の將軍王元、行巡の軍を

大破し、爲に北地の諸豪長耿定等悉く隗囂に畔いて後漢に降れる事が記された後に續けて

於是、使異進軍義渠、并領北地太守事義渠縣名、屬北地郡、青山胡率萬餘人降異、異又擊盧芳將賈覽匈奴與韃日

遂王、破之、上郡安定皆降、異復領安定太守事

と記されて居る事より推知される。資治通鑑にも之を簡單に

〔建武六年十二月〕詔異進軍義渠、擊破盧芳將賈覽、匈奴與韃日遂王、北地上郡安定皆降

と記載してある。

此の馮異傳の記事に依つても知られる如く、後漢は盧芳が九原に入つてより滿一年を経た建武六年十二月始めて、隗囂の軍を破つた勢に乗じて其征討に着手したのであるが、他面匈奴に對して其の舊好を修めんと試み始めたのも亦此の年の事である。

即ち後漢書兩匈奴傳には、

光武初方平諸夏、未遑外事、至六年、始令歸德侯劉瓛使匈奴、匈奴亦遣使來獻、漢復令中郎將韓祐報命、賂遺金帛、以通舊好、而單于驕蹇、自比冒頓、對使者辭語悖慢、帝待之如初、初命常通而匈奴數與盧芳共侵北邊

とある。思ふに建武六年は公孫述 隗囂を除けば天下略全く後漢に歸し、光武帝亦此の二子を暫く度外に置いて諸將を休めんと稱して、屢々置酒、將軍等に賞賜した年である事は東觀漢記、袁宏後漢紀

にも見ゆる處であるから、^①光武帝は茲に始めて外事を顧み、匈奴との修好を計つたのも自然の行き方である。

其の目的が匈奴の北邊侵寇を止め、盧芳等への後援を遏めしめるに在つた事は勿論であらう。

然るに吳仁傑撰、兩漢刊誤補遺、卷十、使匈奴の章には南匈奴傳、光武初平諸夏、未遑外事、至六年、始令歸德侯劉颯使匈奴。仁傑按、前書颯與陳遵往使、在更始二年冬、是歲光武方爲蕭王、傳文誤也。紀書建武六年、匈奴遣使來獻、使中郎將報命。傳言、單于驕踞、對使者悻悻、章懷太子引遵颯相党距事、按此年使者、自是韓統、不當引遵颯事爲證、注文亦誤。

とある。即ち前漢書匈奴傳下に見える

更始二年冬漢遣中郎將歸德侯颯、大司馬護軍陳遵使匈奴。

と、後漢書光武本紀の

〔建武六年〕匈奴來獻、使中郎將報命

と云ふ二つの記事に據つて、後漢書南匈奴傳の建武六年、光武の劉颯派遣は更始の使者派遣の事を誤つた事實無根の事であつて、建武六年の漢匈交渉は光武本紀の文の如く匈奴の來獻に對し中郎將（即ち韓統）を派遣したものとする譯である。

乍然、此の觀方は餘りに文献に拘はれた誤謬ではあるまいか。何故なれば、先づ第一に單に使者の

氏名官職が類似又は同一であるからとて直ちに南匈奴傳の記事を誤謬と言へるであらうか。又本紀に劉颯派遣の事がないからとて南匈奴傳に記す六年の劉颯派遣を事實でないと言断し得るものであらうか。

元來當時の大勢より察するに、光武帝より匈奴に和親を求める事は最も蓋然的にして、匈奴より自發的に後漢に遣使來貢する如き事は最も有り得可からざる事である。

勿論古來塞外諸蠻族が眞實支那帝國に服屬尊事するの意志なく、却つて其の邊地に掠抄を擅にし乍ら、唯其の賜與交易の利を貪つて遣使來貢した事は尠からずある。漢、新の匈奴、唐代の回紇皆其の例に漏れぬ。然し之に依つて彼等が支那帝國と和親乃至從屬の關係に、少くとも名目上のみに於ては、立ち到つた事も亦言ふ迄も無い。

従つて、劉文伯なる盧芳を後援し、漢室復興を標榜し、以て中國に於ける匈奴の優越權を確立せんとする如き大野心を以て事を起した匈奴單于が今遽かに其の盧芳を措いて、光武の中國に於ける主權を承認し或は又假令名目上ではあつても和親乃至從屬關係を伴ふ可き遣使貢獻の如き舉に出づるとは到底考へられない。況や中國には公孫述、隗囂の勢侮る可からずして光武の成敗は未だ逆睹し難く、而も盧芳亦九原に都して一年を経ずして數郡を掠有し後漢の北邊を壓迫して勢轉盛であつた當時に於ていある。

故に更始が長安に入つて直ちに使を派して匈奴に和親を求めたと同様に、光武も亦國內稍々暇を生ずるに至る及び、直ちに北邊の患を緩和せんとて遣使匈奴に和親を求めた事は最も考へ得可く、従つて南匈奴傳に記された、六年光武が始めて劉瓛を匈奴に遣し和親を求めた事は極めて蓋然的事實であつて、單に使者の氏名の如何、本紀に記載せられざる事等を以て否定さるべきものでは決して無い。資治通鑑が建武六年の條に、

匈奴與盧芳爲寇不息、帝令歸德侯瓛使匈奴以修舊好、單于驕踞、雖遣使報命、而寇暴如故。

とあるも亦南匈奴傳の言ふ處を肯定し、且つ當時の状態を簡明正確に表現したものである。單に南匈奴傳の本文のみでなく、同傳跋論の一節には

續以更始之亂、方夏幅裂、自是匈奴得志、狼心復生、乘間侵佚、害流傍境。及中興之初、更通舊好、報命連屬、金幣載道、而單于驕踞益橫、內暴滋深、世祖以用事諸華、未遑沙塞之外、忍愧思難、徒報謝而已云々

とある、是又、當時光武帝が匈奴との修好を熱望し屢々使を派し金帛を贈遺したに不拘、遠大の野心を抱く匈奴單于の肯諾する處と成らなかつた事を指示するものに外ならない。

第四節 參照

① 漢書匈奴傳下、後漢書南匈奴傳。

後漢光武帝の對南匈奴策に就て

第十七卷 第四號

六〇五

② 漢書王莽・匈奴・西域諸傳、後漢書烏桓傳其他。

③ 以上三單子の事に關しては大體漢書匈奴傳下に據る。

④ 第三節及同節註①②③參照。尙ほ後漢書盧芳傳に據るに芳後一時光武帝に降り謝罪の上疏をなす、其上疏に「臣芳過託先帝遺體、冀在邊陲、社稷遭王莽廢絕、以是子孫之憂、所宜共誅、遂西連羌戎、北懷匈奴、單子不忘舊德、權立救助(略)」と言ひ、彼自らの劉氏なる事を陰に主張し且つ單子が彼を助けしは漢の恩を思ひてなる事を述べて居る。然れ共罪を飾る此の文が直ちに信ぜらる可き性質のものでないことを言を費す迄もなからう。

⑤ 南匈奴傳。

⑥ 尤も前掲東觀漢記、張璠漢記の盧芳傳中の一節「芳自稱西平王(中略)入匈奴、留數年、單子以中國未定、欲輔立之(下略)」を其の字義の儘解すれば、西平王を稱せるは更始の敗直後なれば、それより數年後(即ち建武元年より以後)單子始めて芳を帝に輔立せんと思立ちし事となる。然れども是等漢記の記事が他に別の積極的に支持さる可き文獻・理由有る外は後漢書の記事を左右し得るものでない事は前節にも述べし處である。

⑦ 例へば五原太守李興、朔方太守田綱。(盧芳傳、光武本紀建武七年)

⑧ 盧芳傳、光武本紀。尙東觀漢記には「代郡太守劉興、將數百騎、攻賈覽、上狀檄至、帝知其必敗、報書曰、欲復進兵恐失其頭首也、詔書至、興已爲覽所殺、長史得檄、以爲國家坐知千里也」と詳記されてゐる。

⑨ 東觀漢記、建武六年二月、吳漢下胸城、天下悉定、惟獨公孫述隗囂未定、帝曰取此二子置度外、乃休諸將、置酒賞賜之。袁宏後漢紀卷五に記する處亦略同じ。

五

光武帝の和親の求めに應じなかつた呼都而尸道臯若鞮與單子は其後益々虜芳を援けて後漢の北邊を侵略したので、帝も遂に建武九年六月、大軍を以て之を征討する事となつた。後漢書本紀、南匈奴傳、

王霸傳並に袁宏後漢紀等に據れば、此の時大司馬吳漢は討虜將軍王霸、橫野大將軍王常、建義大將軍朱祐及び破姦將軍侯進の四將軍、軍兵五萬餘人を將ゐて高柳(代郡)に虜芳の將賈覽、閔堪を撃つたが、匈奴が騎を遣はして賈覽等を助け、且つ漢軍が雨に遇つたが爲めに、遂に利あらずして退き吳漢は洛陽に還り、朱祐は常山に、王常は涿郡に、侯進は漁陽に夫々屯し、王霸も上谷太守として皆匈奴に備へることゝなつて、此の第二回の征討は不成功に終つた。

一方別に驃騎大將軍杜茂が雁門太守郭涼と共に同年秋八月に盧芳の將尹由を繁峙(屬雁門郡)に撃つたのも亦賈覽が匈奴騎萬餘を率ゐて尹由を救へるに遭つて敗軍し、杜茂は漸く樓煩城(在今雁門關北)に逃入する事を得た。之は後漢書本紀並に杜茂傳に詳記されてゐる處である。

翌十年春正月大司馬吳漢は再び賈覽を撃つた。光武本紀には

十年春正月吳漢率捕虜將軍王霸等五將軍、擊賈覽於高柳、匈奴遣騎救覽、諸將與戰卻之

とある。然し王霸傳を參照するに吳漢の率ゐたのは五將軍でなく四將軍六萬の兵であつたと思はれる。^①此事は錢大昭後漢書辨疑卷一にも既に説かれてゐる。^②なほ同書及沈欽韓後漢書疏證卷一は更に此の本紀の文に捕虜將軍王霸とあるのを訂して討虜將軍となしてゐるが、之も亦王霸、馬武兩傳其他を照合するに當つてゐる。

更に王霸傳に據ると、此の時漢軍の先鋒となつたのは王霸と漁陽太守陳訴で賈覽を助けた匈奴軍は

匈奴左南將軍の率ゐた數千騎であつたが、漢、霸等の軍は連戰して平城(故城在今山西大同縣東)下に之を破つて追撃、塞を越え斬首數百級を得て諸將皆雁門に還つた如くである。^④

此の如く光武帝は建武九年十年の二年に互り兩三度の征討を試みたが、其後は全く防禦消極的の態度をとつて、次第に北方の諸郡を放棄して行つた。

朱祐傳並に王常傳を按ずるに建武九年より建義大將軍朱祐は南行唐(直隸行唐縣北)に、橫野大將軍王常は故安(直隸易縣)に各々駐屯して盧芳、匈奴の防禦に當ることゝなつたが、更に本紀、杜茂、王霸、馬成、馬武諸傳を照合し考へるに十二年には驃騎大將軍杜茂は大に障塞を修め、光武帝は謁者段忠に衆郡の弛刑の徒を將ゐて之を助けしめ、^⑤翌十三年には討虜將軍王霸も同様弛刑の徒六千餘人を率ゐて杜茂を助けた。^⑥かくて杜茂等は代郡より平城に至る三百里に互る大障塞を築き烽火を修めて匈奴盧芳の侵入に備へると共に、一方捕虜將軍馬武は滹沱河に沿ふて防備を固めた。^⑦

翌十四年揚武將軍馬成は朱祐、杜茂等に代つて障塞を繕治し、西河渭橋、河上安邑、太原井陘、中山鄴の間に夫々堡壘を築いて防禦に當ることゝなつた。^⑧

即ち是に依つても知らるゝ如く、此の後漢の對匈奴防禦戰線は現在の陝西、山西、直隸三省の大體中央を結び貫く線であり、従つて當時の上谷、代郡、雁門、定襄、雲中、五原、朔方等の諸郡は遂に後漢の防備線外に取殘されて終つた譯である。

既にこれより以前、建武九年春正月には雁門の吏人を太原に徙し、十年には定襄郡を省いて民を西河に徙した事は共に光武本紀に記されて居る處で、後漢は早くも當時此の雁門定襄の二郡を維持し得ずして放棄し、匈奴等の跳梁に委した如くである。

尤も他方盧芳の狀況も其頃に到り大に變化したものがあつた。盧芳傳は、建武六年芳の將軍賈覽が後漢の代郡太守劉興を擊殺せる事件に續けて

芳後以事誅其五原太守李興兄弟、而朔方太守田颯雲中太守橋扈恐懼叛芳、舉郡降、光武令領職如故と記されて居る。之は光武本紀を参照するに建武七年の事件であるから、七年以後は朔方雲中兩郡は復た再び後漢の有となつたと見る可きである。更に同傳に據ると十二年盧芳は雲中を回復せんとて賈覽と共に之を攻めたが下し得ず、却つて九原に留守した其將隨昱が芳を脅して降らんと企てたが爲、盧芳は遂に股肱の背叛に望を失ひ十餘騎と共に匈奴に亡入し、隨昱は後漢に降つて五原太守に拜されたのであつて、従つて五原郡も亦茲に後漢の有に復した譯である。

所謂羽翼外附、心膺内離して悄然匈奴中に戻つて來た盧芳は既に呼都而尸道臯單子には不必要の間であつた。今や光武の漢朝再興は確實に成功した。自稱劉氏たる盧芳の漢朝復興は斯うなれば世人の物笑ひに過ぎ無かつたであらう。盧芳は最早匈奴の傀儡たる資格が無い。

茲に於て匈奴單子は後漢が盧芳を厚賞を以て購求すると聞いて遂に之を賣らんとするに至つた。然

し早くも其陰謀を觀破した盧芳は、直ちに自ら後漢に降り代王に封せられ、單于は報償を得ず憤懣に堪へず愈々後漢の北邊を侵苦した。^⑩芳は然し終に後漢を信賴し得ず建武十八年再び匈奴に亡命したが、其顛末は茲には省略しよう。唯彼は再び華々しい活躍を爲すことも無く其生涯を匈奴中に終へた事を盧芳傳は物語つてゐる。

却説、後漢は此の如くして定襄雁門を失つた代りに五原雲中朔方等の諸郡を回復して居た。然るに前述の杜茂馬成等の修築した防備線は此等の諸郡を匈奴の前に投げ出して遙か後方に在つた事は既述の通りである。

而して實際に於ても九年、十年の雁門、定襄二郡の廢止に續いて後漢は十五年春二月、雁門、代、上谷諸郡の吏民六萬餘口を常山關居庸關^⑪以東に移し、引き續き二十年には五原郡をも省いて其の吏民を河東(秦漢並郡、黄河流經山西西境)に徙した事は後漢書光武本紀、南匈奴傳、吳漢傳其他にも明記されて居る處である。例ば續漢書天文志には

〔建武十二年〕匈奴入河東、中國未安、米穀荒貴、民或流散、後三年(建武十五年)吳漢馬武又徙雁門代郡上谷關西吏民六萬餘口、置常關居庸關以東、以避胡寇。

とあり、袁宏後漢紀卷七にも同様

十五年春二月大司馬吳漢將馬武等、徙雁門代郡上谷民、遷中山、以避寇。

とある。五原郡の省并は後漢書本紀に

〔建武二十年〕是歲省五原郡、徙其吏人、置河東と記されて居る。

斯の如き邊郡の放棄は果して如何なる理由であつたか。胡寇を避ける爲と云つて終ふには餘りに重大な事件である。之は光武の南匈奴内徙の原因と同時に出来る限り詳細に吟味されねばならない。

一方記録に残つて居る當時の匈奴侵入としては、十三年五月に於ける河東の^⑭、二十年の上黨、扶風、天水への侵寇及び右北平への侵入、二十一年十月に於ける上谷、中山の寇掠がある。而も南匈奴傳は二十一年の上谷、中山の侵寇に續けて「北邊無復寧歲」とて、其の侵寇の激甚にして、殆ど間斷なかりし状態を傳へて居る。且同傳に據れば其頃匈奴左部は既に塞内に移住して居たのである。(未完)

第五節 參照

① 王霸傳、明年霸復與吳漢等四將軍六萬人、出高柳擊賈覽、詔霸與漁陽太守陳訴將兵爲諸軍鋒、匈奴左南將軍將兵數千騎救覽、霸等連戰與平城下破之、追出塞斬首數百級、霸及諸將還入雁門。

② 後漢書辨疑卷一、案五疑當作四、王霸傳云明年……(註①參照)……。

③ 後漢書辨疑卷一、捕虜將軍馬武也、此當作討虜、建武五年拜霸爲討虜將軍。

後漢書疏證卷一、按捕虜是馬武、霸傳爲討虜。

册府元龜九八三、外臣部征討三、本紀の文を襲用し、五將軍、捕虜共に其誤を受繼いでゐる。

④ 註①參照。

⑤ 杜茂傳、十二年遣謁者段忠、將衆郡弛刑、配茂鎮、守北邊、因發邊卒築亭候修烽火、又發委輸金帛繒絮、供給軍士、并賜邊民、冠盜相望、茂亦建屯田、馳車轉運。

本紀、十二年遣驃騎大將軍杜茂將衆部施刑、屯北邊、築亭候、修烽火。

後漢光武帝の對南匈奴策に就て

⑥ 王霸傳、(十三年)詔湖將弛刑徒六千餘人、與杜茂治飛狐道、堆石布土築起亭障、自代至平城三百餘里。

⑦ 本紀、(十三年)二月、遣捕虜將軍馬武、屯滹沱河、以備匈奴。

馬武傳、(十三年)將兵北屯下曲陽(惠棟曰(上略)下曲陽臨平呼沱以備胡也)備匈奴。

⑧ 馬成傳、十四年屯常山中山、以備北邊、併鎮建義大將軍朱祐營、又代驃騎大將軍杜茂、繕治障塞、自西河至渭橋、河上至安邑、

太原至井陘、中山至鄴、皆築堡壁、起烽燧、十里一候。

册府元龜(四二九)は、之を建武四年と誤記して居る。

⑨ 本紀、(九年春正月)徙雁門吏人於太原。

同上、(十年)是歲省定襄郡、徙其民於西河。

是等の省并は當然匈奴の壓迫に依る邊郡放棄であつて、單なる行政區劃の統一ではない。袁宏後漢紀卷八には、(建武二十七年)是時南單于新稱藩、烏桓始入朝。上命(太尉趙)喜安邊之策、爲久長之計。喜乃議、復代郡朔方五原雲中定襄鴈門郡云々とあり、之等の諸郡が當時本質的に放棄されて居た事を指示するものである。

⑩ 本紀、(建武七年)冬盧芳所置朔方太守田朔雲中太守喬扈、各舉郡降。

⑪ 盧芳傳參照。

⑫ 常山關在直隸涿源縣北、跨蔚縣界、居庸關在京兆昌平縣西北、北去延慶縣五十里、關門南北相距四十里。(中國古今地名大辭典)

⑬ 後漢書辨疑卷一、案常關當從南匈奴傳、作常山關、吳漢傳作常關、亦誤。

⑭ 本紀、(十三年)五月匈奴寇河東。南匈奴傳、十三年遂寇河東、州郡不能禁。

⑮ 本紀、(二十年五月)匈奴寇上黨天水、遂至扶風。十二月匈奴寇天水。

南匈奴傳、二十年遂至上黨扶風天水。

⑯ 袁宏後漢紀卷七、(二十年)會匈奴入右北平。

⑰ 本紀、(二十一年)匈奴寇上谷中山。

南匈奴傳、二十一年冬復寇上谷中山、殺略鈔略甚衆。

袁宏後漢紀、(二十一年)冬十月匈奴入上谷、中山、殺掠吏民。(尙叙上侵寇の諸例は、便宜上盧芳沒落以後の分のみに限つたものである。)